

萩市デイサービスセンターみしま
指定第1号通所事業（通所型サービス）
重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 萩市社会福祉事業団
(2) 法人所在地 山口県萩市大字椿3460-2
(3) 電話番号 (0838) 24-4111
(4) 代表者氏名 理事長 田中 文夫
(5) 設立年月日 平成16年2月20日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業の種類等

名称 萩市デイサービスセンターみしま
管理者 吉村 由美子
所在地 山口県萩市見島35番地1
電話番号 (0838) 23-2828

事業の種類	介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）
利用定員	10名（介護給付サービス定員を含む）
指定年月日	平成23年3月1日
介護保険指定番号	山口県指定第3570400402号

(2) 事業の目的

介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）（以下、「通所型サービス」という）は、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、要介護状態に陥らないように予防することを目的としてサービスを提供します。

(3) 事業の運営方針

- ①当事業所では、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを提供するように努めるものとする。
- ②当事業所では、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うものとする。
- ③当事業所では、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。
- ④当事業所は、市町村、指定介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(4) 通常の事業の実施地域
見島内

(5) 営業日及び営業時間

事業の種類	営業日	営業時間・サービス提供時間
通所型サービス	①月曜日～金曜日 ②12月31日 但し、①うち祝日、12月29～30日、1月1～3日は除く	▼営業時間 午前8時30分～午後5時30分
		▼サービス提供時間 午前9時15分～午後4時20分

3. 職員体制

当事業所では、利用者に対して通所型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。但し、居宅サービスにおける通所介護事業とも兼務するものとします。

職 種	常勤	非常勤	指定基準
管理者 (生活相談員、介護職員兼務)	1名		1名
生活相談員 (内1名管理者、介護職員兼務、内1名介護支援専門員兼務)	2名		1名
看護職員 (機能訓練指導員兼務)	1名	1名	1名
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	1名	1名	1名
介護職員 (内1名管理者・生活相談員兼務、内1名看護職員兼務、内1名調理員兼務)	1名	3名	1名

●職務内容

・管理者

職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供にあたる。

・生活相談員

利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画などを行う。

・看護職員

利用者の看護及び健康管理を行う。

・機能訓練指導員

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 通所型サービスの対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

- ①生活相談
- ②アクティビティ活動（レクリエーション活動）
- ③介護サービス（移動や排泄の支援・見守り等のサービス）
- ④健康状態の確認
- ⑤機能訓練
- ⑥入浴サービス
- ⑦送迎サービス

■利用料金

自己負担の割合は、厚生労働大臣が定める基準により決まります。

厚生労働大臣が定める基準が変更された場合はそれに準じます。

[1月につき]

利用者の区分と サービス利用料金	要支援1 事業対象者	要支援2
利用料金	17,980円	36,210円
自己負担1割	1,798円	3,621円
自己負担2割	3,596円	7,242円
自己負担3割	5,394円	10,863円

■加算に関すること

	同一建物内に居住者の通所利用減算	
利用者の区分と加 算料金	要支援1 事業対象者	要支援2
自己負担1割	－376円	－752円
自己負担2割	－752円	－1,504円
自己負担3割	－1,128円	－2,256円

送迎を行わない場合の減算	※片道につき
自己負担１割	－ ４７円
自己負担２割	－ ９４円
自己負担３割	－１４１円

※介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

１月につき基本サービス費に各種加算を加えた総金額の１０００分の９０に相当する単位

（２）第１号通所事業の対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費＋調理費相当）

利用者に提供する食事の材料にかかる費用及び、調理にかかる費用です。

・料金：昼食１回あたり ６１０円

②アクティビティ活動

利用者の希望等によりアクティビティ活動(手芸、創作活動等)に参加していただくことができます。

・利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

・支払証明書 １枚につき１１０円
・事業団記録持ち出し １通につき２２０円
・原本持込で複写のみ １枚につき ２０円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・オムツ代金 １枚につき：尿とりパット １７円
フラット ２７円
紙パンツ ９３円
オムツ １４３円

５．緊急時の対応

万一、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、すみやかにかかりつけ医または協力医療機関と連絡を取り、必要な措置が受けられるようにします。

6. 事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族等関係者に連絡を行うとともに協力医療機関、かかりつけ医師等に連絡するなどの必要な措置を講じます。

7. 非常災害対策について

事業所は、非常災害時に備えて、消防設備および非常放送設備など必要な整備を設けるとともに具体的な防災計画を立て、職員および利用者が参加する訓練を定期的の実施いたしますので、その際はご協力お願いいたします。

8. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するために及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催します。その結果を職員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 利用料金のお支払方法

翌月20日までに、前月分利用料金について発送いたしますので、25日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

また、自動引き落としの手続きをされた場合は、原則、毎月25日にご指定の口座より振替をいたします。

なお、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日となります。

イ. 現金持参又は現金書留等による送金

ロ. 下記、指定口座への振込

山口銀行 萩支店 普通預金 6295773

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

※振込手数料は、お客様負担とさせていただきます

ハ. 下記、指定金融機関からの口座振替（引き落とし）

ご利用できる金融機関：

- ・ 山口銀行
- ・ 山口県農業協同組合
- ・ 山口県漁業協同組合
- ・ 郵便局（ゆうちょ銀行）
- ・ 萩山口信用金庫

12. 利用の中止・変更

（１）利用の予定日の前に、利用者の希望により、居宅サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申出てください。

（２）利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止・変更をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	食費 610円

13. 禁止行為について

事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

②政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を

排除したりすること。

③指定した場所以外で火気を用いること。

④事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

⑤故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

14. 損害賠償について

利用者又はその家族等が故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与えた場合、若しくは、無断で備品の形状を変更なされた場合には、その損害を弁償し又は現状回復をしていただきます。

損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免する事があります。

15. 個人情報の保護について

個人情報については、別紙個人情報提供に関する同意書による利用目的以外には、利用者の同意なしに取り扱うことはいたしません。

16. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また、事業者として身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ②非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- ③一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

17. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■苦情の受付窓口

担当者 管理者 吉村 由美子

電 話 (0838) 23-2828

■受付時間

毎週 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 第三者委員

- ・岡野 雅治
- ・梅尾 一恵
- ・梅木 幹司

(3) 行政機関その他苦情受付機関

萩市地域包括支援センター	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 24-5656 受付時間 8:30～17:15
萩市福祉部高齢者支援課 介護保険係	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 25-3368 受付時間 8:30～17:15
山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班	所在地 山口市滝町1-1 電話番号 (083) 933-2774 受付時間 8:30～17:15
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市大字朝田字岡の口1980番地の7 電話番号 (083) 995-1010 受付時間 8:30～17:15
山口県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 山口市大手町9-6 電話番号 (083) 924-2837 受付時間 8:30～17:15

18. 重要事項説明書の同意について

令和 年 月 日

私は、書面に基づいて職員_____から第1号通所事業サービスの内容及び重要事項説明書の説明を受け同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(署名代理人)

私は、本人に代わり、本人の意思を確認し、上記署名を行ないました。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞